(公社)福岡県トラック協会　適正化事業課

令和５年度からＧマーク申請の内容が変わります。

令和５年度から安全性評価事業（Ｇマーク）申請が次の通り変わる予定です。
令和５年度更新される事業所の方にはすでにハガキによる通知がされていますが、新規取得を計画されている事業所の方は早めの準備をお願いします。
また、詳細が決まったら、福岡県トラック協会でも説明会を実施するほか、全日本トラック協会のホームページにも説明動画が掲載される予定です。（説明会は 2023 年５月頃を予定）

【令和５年度から変更される主な内容】

	旧（変更前）	新（変更後）
申請方法	協会へ持参又は郵送	電子申請と一部資料の協会へ持参又は郵送 ※１
安全性に対する法令遵守状況	運転日報の作成・保存　３点 特定運転者に対する特別指導　１点 健康診断の実施及び記録・保存　１点 運輸安全マネジメント　３点	運転日報の作成・保存　１点 特定運転者に対する特別指導　２点 健康診断の実施及び記録・保存　３点 運輸安全マネジメント２点（巡回時に確認）
安全性に対する取り組みの積極性	11 項目すべて実施で配点 21 点（基準点 12 点） ① 事故防止マニュアルの活用 ② 事業所内の安全対策会議の実施 ③ 社外関係者との安全対策会議の実施 ④ 自社独自の運転者研修の実施 ⑤ 外部研修への運転者派遣 ⑥ 対象者以外の適性診断の受診 ⑦ 安全・省エネ運転の実施・指導 ⑧ 運転記録証明書に基づく指導 ⑨ ＩＳＯ当の認証取得 ⑩ 行政・トラ協等の表彰 ⑪ 健康対策等の先進的取組	4 グループに分け、申請者が選択した項目について判断基準を満たした場合に配点されます。また、4 グループすべてで加点が必要になっています。※２ 各項目で配点が違います。最大で 20 点、（基準点 12 点） １グループ　運転者等の指導・教育 ① 自社内独自の運転者研修 ② 外部の研修機関・研修会への派遣 ③ 定期的な「運転記録証明書の入手による事故・違反実績の把握に基づく指導 ④ 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づいた指導教育

	※１　申請は基本すべて電子申請です。手書きの書類ご希望の場合は福岡県トラック協会適正化事業課にお問い合わせください。 従来のＥ申請とＢ申請及び５回目更新以降の方は電子申請のみとなりますが、それ以外の場合は申請書以外の添付書類を持参又は郵送する必要があります。 ※２　各グループ１項目以上の提出が必要です。（1グループから３グループの項目の提出があるが、４グループの提出がない等の場合は先行除外となります。）　④のトラック協会による表彰は、県ト協の「無事故運動」の表彰と福岡支部の「無事故・無違反チャレンジ120」のみです。	２グループ　輸送の安全に関する会議･QC活動の実施 ① 事業所内での安全対策会議 ② 事業所内での安全に関するＱＣ活動 ③ 荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議 ３グループ　法定基準を上回る対策の実施 ① 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）の受診 ② 効果の高い健康起因事故防止対策（脳検査、心電計、ＳＡＳ） ③ 車両の安全性を向上させる装置の装着 ④ ドライバー時間外労働時間 960 時間以下の先取り ４グループ　その他 ① 健康起因事故防止に向けた取り組み（3グループ②以外） ② 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得 ③ 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の審査 ④ 過去３年以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰 ⑤ リアルタイムＧＰＳ運行管理システムなど先進的運行管理システムの導入 ⑥ 自社内独自の無事故運転者表彰制度の確立又は運転認定制度の活用

４グループその他に該当する項目の添付書類がない場合、福岡県トラック協会の無事故運動の申請をお勧めいたします。４グループの④に適用できます。

詳しい配点や、取り組み内容については、全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark.html